

違反建築物の標式

72 センチメートル

建築基準法による公告

建築物の所在地

命令を受けた者の氏名

この建築物は、建築基準法に違反しているので
同法第九条により（ ）を命ずる。なお、

一 この標識を毀棄した者は、公文書毀棄罪
で罰せられます。

二 この命令に違反して、この建築物の工事
等を行った者は罰せられます。

三 この建築物は行政代執行により取り壊さ
れることがあります。

四 電気、ガス及び水道の供給を保留するよ
う電気事業者等に通知してあります。

年 月 日

延岡市長

51 センチメートル

(注) なお書きの2から4までについては適宜記入するものであること。